

令和5年度第1回生涯学習審議会 会議録

1 日 時

令和5年5月8日（月）14時 開会

2 場 所

流山市文化会館（中央公民館） 第2会議室

3 議 題

- (1) 流山市総合運動公園庭球場並びに流山市コミュニティプラザ室外庭球場及び室内庭球場の利用料金改定について（諮問）
- (2) 令和5年度主要事業について（報告）
- (3) その他

4 出席委員

土屋委員 角委員 滑川委員 谷田委員 山田委員 西岡委員
天農委員 秋山委員 熊谷委員 野上委員 若松委員

5 事務局

竹内生涯学習部長 石川生涯学習部次長兼生涯学習課長
小池スポーツ振興課長 寺門公民館長 伊原図書館長 秋谷博物館長
【スポーツ振興課】
寺田課長補佐 青木スポーツ施設係長 田中主事
【生涯学習課】
玉ノ井課長補佐 加藤生涯学習係長 島田会計年度任用職員（記録）

6 傍聴者 なし

7 会議録

【14時 開会】

（司会）

定刻となりましたので、令和5年度第1回流山市生涯学習審議会を開会いたします。本日の司会を務めます生涯学習課・課長補佐の玉ノ井と申します。

よろしくお願いいたします。

初めに、学校教育関係委員の人事異動に伴い、4月1日付けで新たに委嘱した2名の委員の方に、田中教育長から委嘱状を交付いたします。お名前を呼ば

れた方は自席にてご起立願います。

【角 龍幸 委員、滑川 敬章 委員に委嘱状を交付】

(司会)

ここで、新委員のお二人に、一言ずつ自己紹介をお願いしたいと思います。

(角委員)

おおたかの森小学校で校長をしております、角と申します。おおたかの森小学校は、今年で2年目になります。まだまだ新しい学校ですので、ぜひ、足を運んでいただけたらと思います。よろしく願いいたします。

(滑川委員)

流山南高等学校校長の滑川と申します。4月1日に着任いたしました。昨年度までは、松戸市の旭町中学校で校長をしておりました。もともとは高校籍ですが、2年間、中学校に行っていて帰ってきた形になります。どうぞよろしくお願いいたします。

(司会)

続きまして、田中教育長から皆様に御挨拶を申し上げます。

(教育長)

教育長の田中でございます。令和5年度第1回生涯学習審議会の開会に先立ち、一言、御挨拶を申し上げます。

本日は公私共にお忙しい中、御出席いただき誠にありがとうございます。

また、平素より、本市の生涯学習推進に御尽力いただいておりますことに、重ねて御礼を申し上げます。

今年度の生涯学習審議会では、流山市総合運動公園及びコミュニティプラザの庭球場に係る利用料金の改定について皆様にお諮りすることになります。

流山市では、市民の皆様が快適で利用しやすい生涯学習環境、スポーツ環境の整備を計画的に進めております。今年度は庭球場の拡張・改修工事を行い、その利用料金について見直しを検討することとなりました。市民サービスに関わる議題となりますので、各分野で御活躍されている委員の皆様には、ぜひ、多面にわたる御意見をいただきたく、よろしくお願い申し上げます。

(司会)

続いて、4月1日付けの人事異動に伴う生涯学習部の職員を、竹内生涯学習部長から紹介させていただきます。

(竹内部長)

生涯学習部長の竹内です。日頃から生涯学習全般に渡りまして御尽力いただいておりますこと、まず、感謝を申し上げます。

生涯学習部は5名の課長職がおりますので、それぞれ自己紹介させていただきたいと思っております。

【以下の順で自己紹介】

石川生涯学習部次長兼生涯学習課長、小池スポーツ振興課長、
寺門公民館長、伊原図書館長、秋谷博物館長

(司会)

続きまして、土屋会長から御挨拶をいただきたいと思っております。

(土屋会長)

会長の土屋と申します。今年度もよろしくお願いたします。

これまで、何度も言っている話ではありますが、私は江戸川大学社会学部でレジャーの研究をしております。レジャーの研究というと遊びの研究と思われるかもしれませんが、要は自由時間の使い方ということです。それは人によって違って参りまして、また、セレンディピティという言葉がありますが、これは「幸せは人それぞれ見つけていくものである」という意味があります。そういう意味で、私の研究は、ひとそれぞれの楽しみを見つけていくにはどうすればよいかという研究になります。この生涯学習審議会でもそういう大きな方向性の中で、いろいろな検討を皆様と一緒にさせていただければと思っております。

(司会)

ありがとうございました。

次に、配付資料の確認をお願いいたします。

《配付資料》

- ・ 次第
- ・ 令和5年度主要事業
- ・ 流山市生涯学習審議会委員名簿

(司会)

以上の3点です。なお、議題(1)に関する資料は、後程、諮問書をお渡しした後に担当課からお配りいたします。

それでは議事に入ります。審議会は公開が原則となっておりますので、議事録作成のため、発言は録音させていただきますので御了承ください。ここから

は、土屋会長に進行をお願いします。

(土屋会長)

本日の出席状況を御報告いたします。出席委員は11名で、委員数12名の半数以上となりますので、「流山市生涯学習審議会条例」第5条第2項に規定する定足数に達しており、会議は成立していることを御報告いたします。

本日の議題は、

- (1) 流山市総合運動公園庭球場並びに流山市コミュニティプラザ室外庭球場及び室内庭球場の利用料金改定について（諮問）
- (2) 令和5年度主要事業について（報告）
- (3) その他
となっております。

初めに、(1) 流山市総合運動公園庭球場並びに流山市コミュニティプラザ室外庭球場及び室内庭球場の利用料金改定について、諮問とのことですので、諮問書をお受けしたいと思っております。

(スポーツ振興課長)

それでは、教育長から土屋会長へ諮問書をお渡しさせていただきます。

【教育長 諮問書を読み上げ】

(教育長)

どうぞよろしく願いいたします。

(土屋会長)

教育長は他の公務がございますので、ここで退席となります。

【教育長退席】

(土屋会長)

それでは、諮問を受けました流山市総合運動公園等庭球場の利用料金の改定について、担当課（スポーツ振興課長）から説明をお願いいたします。

(スポーツ振興課長)

諮問させていただきました、流山市総合運動公園庭球場並びに流山市コミュニティプラザ室外庭球場及び室内庭球場の利用料金改定案について、御説明い

たします。

流山市総合運動公園庭球場は昭和53年に建設、流山市コミュニティプラザ
室外庭球場及び室内庭球場は平成3年に建設され、長年にわたり市民の皆様から親しまれております。現在も庭球場利用者は非常に多く、特に総合運動公園
庭球場の利用抽選倍率は、土・日曜、祝日で約30倍、平日を含めても約12
倍と高い倍率となっています。

このような状況を踏まえ、令和5年3月から令和6年3月末までの期間で、
総合運動公園庭球場の既存のコートの一部を取り壊した上で、計8面から12
面に増設する工事を実施しています。また、既存のまま残る4面分においても、
令和6年度に人工芝の張替えを実施する予定です。

庭球場が新しく生まれ変わることに伴い、受益者負担の観点から、市の公共
施設使用料の算定指針である「流山市公共施設の使用料設定に当たっての基本
方針」に沿って、令和6年度から利用料金を「流山市総合運動公園庭球場並び
に流山市コミュニティプラザ室外庭球場及び室内庭球場の利用料金改定（案）」
のとおり、改定したいと考えております。

また、令和2年度に人工芝全面（3面）を張り替えた流山市コミュニティプ
ラザも同様に改定をしたいと考えております。

具体的な利用料金の改定額につきましては、「資料1」利用料金改定（案）を
御覧ください。

総合運動公園とコミュニティプラザは、それぞれ設置及び管理に関する条例
が異なっていることから、総合運動公園については「流山市都市公園条例」、コ
ミュニティプラザについては「流山市コミュニティプラザの設置及び管理に関
する条例」を改正することとなります。

総合運動公園については、「流山市都市公園条例」に規定する、一般1時間5
50円を825円に、小中高生220円を330円に改定します。なお、65
歳以上の方は一般の金額から5割減免となります。

コミュニティプラザにつきましては、「流山市コミュニティプラザの設置及
び管理に関する条例」に規定する、室外の一般550円を825円に、室内の
一般1,100円を1,650円に改定します。こちらは、小中高生、65歳以
上の方は一般の金額から5割減免となります。

料金改定の根拠資料として、資料2から資料7を用意しました。

資料2 他市テニスコート利用料金 ※非公開

資料3 流山市公共施設の使用料設定に当たっての基本方針

資料4 料金改定算出資料

資料5 庭球場に関する利用者の声 ※非公開

資料6 流山市内庭球場仕様比較表

資料7 庭球場の稼働実績

資料4、料金改定算出資料では、これまでの庭球場に係る改修の工事費を受益者負担金と考え、工事費4億4,190万8千円を、年間の貸出コマ数7万4,514と人工芝の耐用年数15を乗じた数で割った額395円を、現行料金550円に加算した額945円が計算上の改定額となりますが、料金の激変緩和の観点から「流山市公共施設の使用料設定に当たっての基本方針」に個人利用の100円を超える料金の改定上限率が50パーセントと規定されていることから、総合運動公園の一般550円の150パーセントは825円、小中高生220円は330円、コミュニティプラザの室外は825円、室内は1,650円となります。

なお、料金の改定時期は令和6年4月1日を予定しております。以上、簡単ではございますが、「流山市総合運動公園庭球場並びに流山市コミュニティプラザ室外庭球場及び室内庭球場の利用料金改定(案)」についての説明を終わります。よろしく、御審議を賜りますようお願い申し上げます。

(土屋会長)

只今、スポーツ振興課長から説明がございました。

まず、諮問について、何回の審議で答申を出すのか、全体的なスケジュールを教えてください。

(スポーツ振興課長)

今回を含めて3回の審議で答申をお願いしたいと思います。第2回は7月、第3回は8月の開催を予定しております。

(土屋会長)

そうしますと第3回は答申としてあげるための会議、実質的に本日と第2回の審議で中身を詰めていくというスケジュール感ということですね。皆様お願いします。

あと、基本的な確認をさせてください。資料4ですが、「1コマ」というのは時間で言うと何時間ですか。

(スポーツ振興課長)

「1コマ」は1時間当たりになります。

(土屋会長)

現状の利用料550円に、値上げ分395円をプラスして945円とありますが、今回の工事費の受益者負担でかかるのが395円分ですよね。550円は現在の利用料ですが、それに今回の工事費を足すことの意味はどのようなも

のでしょうか。これまでもかかってきたものに足さなければならないという、その仕組みを詳しく教えてください。

(スポーツ振興課長)

現状550円をいただいています、設置・管理をしてきております。今回の大規模な改修の前にも、小規模なものも行っておりますので、その部分については、今回の大規模改修にプラスする形で設定させていただいております。

(土屋会長)

現状の550円は、通常の管理・運営費用として最低限必要分との理解でよいですか。

では、皆様、質問や御意見などがございましたら挙手願います。

(天農委員)

工事期間と、その間、何面使えることになるのですか。

(スポーツ振興課長)

来年3月末まで工事が行われます。

総合運動公園のテニスコートはももとの8面の半分の4面を使えない状態にして、新しいものを8面作っております。現在、総合運動公園で使用できる4面に、コミュニティプラザにある3面の、合わせて7面で市民利用を賄っております。4月になりましたら総合運動公園は12面になります。

(天農委員)

では、この1年ますます競争率が高くなるという状況ですね。

(谷田委員)

他市ではどうかとか、事前にネットで調べることはできますが、これだけ細かい資料を当日に渡されて、すぐ頭に入れて考えることは難しいので、できましたら前もって資料をいただくとありがたいです。

資料4裏面の参考データに実質利用コマ数が出ておりますが、表面の算定の年間コマ数と差があります。算定時の年間コマ数が、裏面の令和6年度見込み利用コマ数より非常に多いというのはどういうことでしょうか。

また、受益者負担で計算されている945円の額と今回の値上げ額に120円の差がありますので、この次の値上げも考えているのか教えてください。

(担当課)

コマ数に関しまして、令和6年度の見込み利用コマ数は令和3年度の総合運

動公園の実績を、8面から12面に増えますので倍率をかけたコマ数になります。算定式で最大コマ数を取った理由ですが、稼働率が100パーセントということもありますので、最大値で取らせていただきました。

(スポーツ振興課長)

差額分を再度値上げするかについては、今のところ想定しておりません。

(熊谷委員)

こちらのテニスコートは市民が抽選して使用することが原則ですよね。事前資料が無かったので、実際にコミュニティプラザに見に行きました。そうしたら、駐車場には都内や他市のナンバーが多く駐車されていたのが気になりました。利用料を上げることはよいのですが、市外利用が多い実態があると思いました。

(土屋会長)

利用について検討する必要はありますが、その前にコマ数の問題を整理させていただいてもいいですか。

令和6年度の15面というのは、総合運動公園12面+コミュニティプラザ3面でよろしいですね。令和3年度の現状は総合運動公園8面+コミュニティプラザ3面で、総合運動公園8面が12面になるということで、コマ数を1.5倍して入れたということですね。念のため確認ですが、74,514コマというのは全部のコマがこれだけあるということで、利用実態を考えると、60,596コマが利用されることが想定されるという資料の理解でよろしいですね。

(秋山委員)

先程、1コマは1時間とおっしゃっていましたが、例えば私がテニスコートを借りたいと思った時は、1コマずつ取るのか、最大で何時間取れますか。

(担当課)

施設予約システムで、最大2時間取れます。

(秋山委員)

1人が2時間取るとして、倍率が平日約12倍、休日約30倍になるということですが、資料5の市政メールには「倍率が100倍近くて取れない」と書かれています。どちらが正しいのですか。本当に100倍近いなら、総合運動公園は8面が12面に増えますが、コミュニティプラザの3面は変わらないということを見ると、流山の人口がこれだけ今増えている、果たしてこれでよいのか、将来的にはどう考えるのか、例えば、お子さんや年配の方が取りた

いと思っている時に、このコート数で市民の事を考えているのか、というところがあって質問させていただきました。その辺はどうですか。

(スポーツ振興課長)

人口の増加に対してコートの増え方がどうなのか、ということに関して、当初テニスコートを作った時からの人口の伸びを考えますと、もっとあってもよいのではとの考えも出てくるとは思いますが、いろいろな状況と言いますか、市としては倍率が高くなっているとお声をいただいて、使えない方が増えていることは把握しておりまして、その中で、一部運用の仕方を今年度から変えて、審査を厳密にやっていくなど、制度の見直しを行います。コートの数だけですと人口の増加に対して追いつかない状態になっていますが、他の面で使いやすくなるよう考えているところですので、御理解ください。

(秋山委員)

今回の諮問の料金改定は、他市の資料を見る限り、料金を上げること自体は反対ではないのですが、答申の中で、今後の取り方の見直しであるとか、人口増加に対してコート数を今後どうするかも、併せて検討いただけたらと思っております。

(谷田委員)

他市の利用料金を見ましたら市外の方の料金や、夜間の照明料金も載っていました。市外の方の利用が非常に多く倍率が上がっている現状があるならば、例えば他市のように市外は2倍にして、さらに予約が取りにくいようにするとか、市内の方のみにするとか、あるいは夜間照明費用を負担いただくとか、考える必要があります。

利用者に聞いたら抽選が難しく、グループ全員で対応されているようです。抽選なのでたくさん取られるグループと、全く取れないグループが出てくるとい、不公平感があるかと思うのですが、何回か取ったグループは利用をお控えいただくようなシステムにすることは難しいとは思いますが、課題になってくるのではと思います。申し込みされている方が本当に苦労されていますが、他市に比べて非常にコートがよい、使いやすいという声も聞いております。しかし、コミュニティプラザの室内テニスコートは板がガタガタしてやりづらいつの事ですが、今回その直しが入っていないのは、どうお考えでしょうか。

(スポーツ振興課長)

市外料金につきましては、今回の諮問に載せておりませんが、流山市も市外料金を設定しており、他市と同様、市内料金の2倍をいただいております。照明費用についても、料金のほかに、実費でいただいております。今回の改定で

は、利用料ということになりますので、夜間照明代は改定には含んでおりません。基本料金の改定を考えています。

コミュニティプラザの室外テニスコートについては、今回は、改修の対象になっておりませんが、以前人工芝の張替えを行っていません関係から、同様に改定の対象とさせていただきます。また、使い勝手については、今後確認して検討したいと思います。

(土屋会長)

資料3、5ページ(2)の市外料金2倍は、今回の改定料でも当てはまるということですのでよろしいですね

今回の料金についての諮問は、論点として2点あると思います。まずミニマム部分、料金150パーセントの値上げの妥当性についての議論が一つ。もう一つは公平性についてどう担保するか、抽選方法や料金に反映させるのかさせないのか、仕組みの部分はどうするのかということです。

まずは、担当課からの提案の資料4にあたるミニマムな料金部分について、皆さんの御意見はどうですか、というところから整理できればと思います。

(滑川委員)

コマ数の問題は算出根拠が明確に示されていないので、資料としてどういう算出なのかの説明が出来ていないのが、皆さんからの御意見の原因かと思しますので、計算式をきちんと示していただければこの議論はもう終わり、そこが資料として不足だったと思います。資料の年間74,514コマという数字が、裏面のデータには出ていない数字なので、この辺のズレがどうしてできているか分からないから皆さんが自分で必至に計算しているのだと思います。1日が何コマなのか、365日で計算しているのか、明確に示してほしいと思います。

私から質問ですが、人工芝の耐用年数が15年なのは分かるのですが、今回の工事の総事業費の中には人工芝以外にもかなりあるので、人工芝の年数で総事業費を割るのが適切かどうか、その根拠を示していただければと思います。人工芝以外で、例えば駐車場は15年以上でペイできると考えられると思います。最終的には上限率の50パーセントでカットされてしまっていて、細かい計算は必要がないのかもしれませんが、人工芝の耐用年数のみを拾った根拠がもう少し分かればと思います。

(スポーツ振興課長)

コマ数について、整備後全部で15面になった場合、各月ごとに日照時間によって使える時間が変わってきますので、利用時間数と日数を計算いたします。総合運動公園は、例えば4月につきましては1日の時間数15時間、コート数12面、4月は30日ありますので、それを掛けていくと5,400コマにな

ります。5月以降も同様に計算していくと、運動公園については年間63,180コマとなります。コミュニティプラザについてもコマ数をコート数と日数で掛けて計算していきますと、年間11,334コマとなりまして、合計で74,514コマとなります。

人工芝の15年を推定値とした理由ですが、今回それぞれ改修工事がありますが、一番短い償却期間が人工芝ということで、この年数で考えております。

(滑川委員)

今の74,514コマが最大値で、裏面の60,596コマは見込みということであるならば、そのように資料に書いておいていただければと思います。

事業費の内訳の中で、例えば照明の新設がありますが、これを照明代に加えて高くするという事もあると思います。

現行の上限50パーセントがあって、395円の値上げが反映できないわけですが、例えば人工芝を15年後にさらに張替えた30年分を算出根拠にすると、もしかしたら今ある案より安く出るかもしれないし、照明工事が入っているならば照明代を高くすることもあるかもしれないし、普段の昼間の利用料は50パーセント以下の数字が出る可能性もあるかもしれないと、そういう考えをして、昼間の利用料金を下げる考えがあるのかないのか、分かれば教えてください。

(スポーツ振興課長)

夜間照明代の算出に当たっては、設備代というのは含めず、実際に使用する電気代を転嫁する形で計算させていただいているので、照明新設費を夜間照明代に反映することは考えておりません。

(滑川委員)

資料4では工事費は受益者負担と考えて算出すると書かれていて、そうであるならば照明は照明への受益者負担も考えられると思います。算出根拠に人工芝だけを持ってきているのも、これを見た我々や市民の方も疑問がわくと思うので、算出根拠をもっと明確に資料に書かれた方が疑問も減ると思います。

(土屋会長)

受益者負担と考えると利用料金は昼と夜で違ってよいので、月の日照時間を出して、夜間照明料金は別にいくらという形にして考える考え方と、料金が一緒の考え方で、案としては二通り出させていただいた方が、審議会の検討にはありがたいと思います。担当課で次回までに試算のし直しは可能でしょうか。

現状としては、人工芝の15年だけでは不十分ではないかという意見でよろしいでしょうか。

(滑川委員)

料金の改定そのものは改定上限率があってかなり歯止めがかかっているのですが、審議会の答申として、もしくは市民の方への説明としても、算出根拠は分かりやすくされた方がよいのではと思いました。審議会として、きちんと根拠を示して妥当だ妥当ではないと言う必要があると思ったので、照明分や耐用年数など、私が疑問で申し上げたことは市民の方からも出てくる可能性があると思いました。昼間しか利用していない人が、「照明の工事費分も全部昼分でも割ってしまうのか」と思う人もいるかもしれません。資料が公開かは分かりませんが、説明できるような形で根拠を示した方がゆくゆくはよいと思います。

(谷田委員)

総事業費の駐車場増設整備は何処を言っているのですか。

(スポーツ振興課長)

この駐車場増設整備は、今回増設するテニスコートの脇に、一体的に整備する駐車場です。資料として図面をお示しします。

(谷田委員)

今の段階で、テニスコートを増設すると、駐車場も不足する予測で駐車場を整備するということですか。

(スポーツ振興課長)

今までの駐車場はテニスコートの脇にあったのですが、その部分を潰してテニスコートを一体的に整備していますので、テニスコートを広げるのにその脇に駐車場も整備するということです。

(谷田委員)

現在駐車場は結構広く、バーベキュー場の方にも広い駐車場がありますが、足りないので今回広げると考えているということですか。

(スポーツ振興課長)

そのとおりです。今回、バーベキュー場の駐車場の増設は考えておらず、テニスコートを作るに当たってそれまであった駐車場を潰すので、その分を再整備することになります。

照明設備分の工事費を総事業費に転嫁していることについて、資料4の照明新設工事と1面から4面の照明施設新設工事分を差し引いた形で事業費を計算

することは可能ですので、その資料を作ります。

(滑川委員)

照明施設工事を総事業費から抜いて計算することもできると思いますが、多分50パーセントのフィルターがかかるので価格の提案は変わらないと思います。逆に夜間使用料に関しては、880円のまま上げないのですか。電気代が上がっていることもありますので、夜間照明の部分も多少値上げしてもよいのではないのでしょうか。本当は値上げしないのが一番よいのですが、回収しなければならないのであれば、より早く回収するなら、照明部分についても受益者負担ということで現行の照明料を見直すことも必要だと思うのですが、今回の見直しに含める予定はないのですか。

(スポーツ振興課長)

今回は、照明部分の受益者負担として夜間照明料の見直しは考えていません。

(土屋会長)

そうすると問題が2点あると思います。受益者負担ということと、他市との質の違いを考えた時にどうなのか、質として高いので高い料金を取るというのは当たり前だと思いますので、料金に関しては周辺市町村と比べて質の議論があってもよいと思います。周辺市町村のテニスコートと何ら変わりがないのか、あるならあるでそれはいいと思いますが、いかがですか。

(スポーツ振興課長)

他市の利用料金についての資料ありますが、設備についての詳細は用意がなく、他市のコートと比べて本市のコートのどこが優れているかということですが、今回新しく整備、新設することで、施設が新しくなるという点になります。他市になく流山にあるというものは特にありませんが、新設するという点で施設として良くなります。

(土屋会長)

西岡委員、テニスコートの見どころというか、利用している側の御意見をお願いします。

(西岡委員)

流山市の場合は、ほとんどのコートはオムニコートです。オムニコートは新しければ新しいほど使い勝手がよいので、恐らく使いやすくなって利用率が上がると思います。

質問ですが、例えば1年間の試算で、どのくらいの利用料の回収を見込んで

いますか。

(スポーツ振興課長)

料金の試算ですが、総合運動公園とコミュニティプラザを合せて現行11面で年間2,380万円の利用料収入があり、15面に改修後、料金改定率150パーセントとした場合の収入は約4,905万円、差額で2,525万円が増えると試算しています。

(西岡委員)

それは今回の総事業費を回収するまでにどのくらいかかるのですか。

(スポーツ振興課長)

単純に総事業費を見込み差額分で割ると17.50ということで約18年ですが、20年程が想定されます。

(西岡委員)

我々は市民の方と第一線で関わっていますが、市民の方からは「なかなか予約が取れない」、「市外の方が使って市民が使えない」といった不満が多く出ています。流山市民が申し込んだとしてもお友だちを呼んでしまうから駐車場は県外ナンバーになってしまいます。また、日本全国で問題になっていますが、公共施設やゲーム機器の抽選なども人海戦術を使って取ってしまう、それを抜本的にどう解消するか、我々もやっていて非常に難しい問題です。

また、一番すぐに苦情が出るのはお金の問題です。特に値上げとなると大変です。これだけの改修工事をやった分が値上げ料金に按分されているのは分かりますが、市民はそう言っても納得しないうです。だから、料金改定に当たっては何故値上げするのか、理由をはっきりさせることです。20年間で今回の市の支出が回収される、しかし使っていけば当然またボロボロになりますから、その際の工事費プラスアルファも見込んだ中で、きちんと審議していかないと、市民だけでなく議会にも指摘されるのではないですか。ここで議論されていることは無駄では無く、細かくなるかもしれませんがきちんと算出根拠を回答いただいて、値段や使用方針といったものを含めてきちんと審議した中で、この審議会としてのふさわしい答申を教育長へ手渡していく形にしていかなければならない、その上で今回の値上げに向かわないと、納得が得られないと思います。

(スポーツ振興課長)

分かりました。

(土屋会長)

資料5に関してどう考えるか、これを料金に反映させることがあるのか検討します。「ずるい人が占有している」、「有料イベントを開催している人が居る」、これは事実ですか。

(西岡委員)

有料に関して本来流山市は禁止していますよね。ただ、スポーツフィールドでは有料のところが使っているのか、疑わしいものがあるように思います。

テニスコートは、テニスクラブなどが使っているということはありません。しかし、流山市でも潜りでやっているところがある可能性があり、誰がどういう形でやっているのか、実態は分かりません。

(秋山委員)

資料5で御意見を送られているのは40代・50代・80代ということで、実際にテニスコートを使われている方は平均でどのくらいの方々なのですか。65歳以上は減免ということなので、資料2を見ると、野田や柏は子ども達には安くなっていますが、65才以上料金が書いているのは我孫子くらいで、他はあまりないようですが、流山では減免料金が設定されているということは、年配の方が圧倒的に多いかと考えられます。平均ではどのくらいですか。

(西岡委員)

そういう人たちは毎日がお休みですから、平日の日のある時間は自由に使えるので、当然その比率は高くなります。ちゃんとしたお金を払っている人は少ないですよ。

(秋山委員)

そうすると、どのくらいでペイできるのかの話がありましたが、5割減免が多いとそういう計算も入れないとなかなかペイできないのではと思います。

(西岡委員)

先ほど按分という言葉を出したのはそういう事です。半額となる高齢者の比率は分かっていますが、そこを細かく出して行く必要があるか、そこは議論しなければいけないと思います。私は按分した計算、20年の説得力は無いわけではないと思っています。ただ、グラウンドの状態を考えると20年は持たない、オムニコートはポリマーが飛んでしまうと普通のコートと同じになってしまいますので。そこに今後どれだけのお金を負担していくのか、ゆくゆくは今回の4億では済まない金額になっていくので、だから按分しているのかと思っています。

(秋山委員)

私はそういう事も考えて、値上げは決して悪いことではないと思っていますが、皆さんが先ほどから何度も言っているように、納得できる計算方法を出す必要があって、資料を明確にさせていただきたいと思います。

(若松委員)

コートが不足しているので8面を12面にする、増えたことで倍率が下がるかという点ますます取れなくなるだろうと推測されますので、利用者のモラルだけでなく、ルールを厳密化して提案していかないと、ますます混乱した状態を招くのではないかと思います。

(土屋会長)

資料に意見が出ていますが、利用状況の分析というのはされているのですか。例えば70代・80代は平日の何時が多いとか、そういうデータがあるならば料金について細かく設定することも可能性としてできるかと思っています。予約した人の年齢はわかりますか。

(スポーツ振興課長)

予約した人の記録はあります。子どもの利用がどのくらいなのかを出した資料はあるのですが、高齢の方の分については資料としてはありません。サンプルを1か月として、その中で年齢層の件数を拾っていけば可能ではあります。

(土屋会長)

繁忙期と閑散期での料金設定の仕方を変えるのもありえるのではないかと思います。

(西岡委員)

資料7にある令和3、4年の実績は、当てにはならないと思います。コロナで出てはいけな時期などありましたから。ここに書いてある稼働率、例えば日中料金も550円ではなく、何割かは高齢者で半額ですね。4月であれば何割が高齢者という数字は出ませんか。

夜間料金も高齢者は半額になるのですか。

(スポーツ振興課長)

夜間照明代も半額になります。

(土屋会長)

基本的な話で申し訳ないのですが、料金550円は一人ですか。1面ですか。

(秋山委員)

1面ですよ。何人来ようが550円ですよ。

(西岡委員)

安くて、交通も便利になったので、都内からも来ます。

(秋山委員)

都内などから来る人は、この550円の一般料金に上乗せして来ているということですね。

(スポーツ振興課長)

申込みされる方が市内の方であれば市内料金です。

(秋山委員)

友達が都内でも、市内の人が申し込んでいけばよいということですね。今、おおたかの森に、日本全国から集まっているので、車のナンバーを見ても必ずしも流山に住んでいないとは言い切れませんが、市外の友達を呼んでも市内の人が申し込めばよいということになりますね。

(スポーツ振興課長)

申込みをされる代表の方が、在住・在勤・在学の条件を満たしていれば、市内料金です。

(熊谷委員)

先ほど私が言ったのは、流山の人が予約を取ってくれて、市外の人が利用している実態があるということです。

(秋山委員)

例えば野田市の人が予約を取るのであれば、流山市の人が優先になって、その抽選の後になるのですか。

(スポーツ振興課長)

抽選の予約システムは、流山市内在住・在勤・在学の人が使えます。

(秋山委員)

抽選の後の空いている時に他市の方が使えるのです。それでもこの倍率に

なってしまうということですね。

(西岡委員)

細かい金額というのは、日中料金・夜間料金共に、何パーセントが全額で、何パーセントが半額かという金額として出せますか。パーセンテージが出ているので、当然額も出るとは思いますが。

(スポーツ振興課長)

指定管理者に確認します。

(土屋会長)

例えば、高齢者のパーセンテージが多い時間帯は料金を倍にして設定して、払う金額は同じになる、ということも考えられるかと思います。理解が得られるかはわかりませんが。

(山田委員)

高齢者は日中で、若い方や高校生は学校が終わってからなど、利用したい時間帯が違うと思います。高齢者が、一般の方の利用が多い時間帯に希望されたときは減免ではなく同じ値段にするとか、そういった棲み分けをすれば高齢者利用ばかりにならず、一般や学生の方が利用できるようになるのではないのでしょうか。

(土屋会長)

可能性として棲み分けできるかどうか、資料的に考えていただいてよろしいでしょうか。

(滑川委員)

今回の諮問に書かれていることは料金改定についてで、現行の料金を50パーセント上げていいかという議論だけであれば、かかっている費用を考えれば上限まで上げるしかない、との結論で完結すると思います。しかし、委員の意見や資料の利用者の声にあるように、公平性の面などに拡散していくのですから、この会の趣旨として、そこまで期待されているのかどうかを確認したいと思います。

時間帯によって変動するという話が出ていましたが、結局受益者負担で元を取ろうとすると上手に利用料を取るしかないと思います。しかし、かかった費用が大きくても50パーセントの上限が掛かり、説明責任として安い方がよいとか、諮問として期待されている事なのかが分かりません。資料5は、「コートが足りない」との根拠として出しているのか、問題点の一例として出している

のか、原文のままとのことですが、いつからいつまでのものなのか、直近なのか、数年間分の全てなのか、抜粋なのか、その辺も分からないので、どういう意図でこの資料を挟んでいるのか分かりません。単純に50パーセント上限まで上げていいかの議論なら単純だと思いますが、そうではない意味があるのか分からないです。

(スポーツ振興課長)

資料5につきましては、令和2年からの全てでございます。こちらを資料にあげさせていただいた意図は、「コートが少ないので抽選倍率が高くなっていく」ということを示すためになります。

(土屋会長)

150パーセントという枠の中でいくらかも上げられないのですが、可能性として、時間帯もしくはスケジュールの中で、非常にある層が集中して公平性が保たれないことが明らかになった時に、この時期にこの年齢層だけいくかにすると、そこだけは200パーセントだけれども、全体として均せば150パーセントになるとか、そういうやり方は可能なのでしょうか。

(スポーツ振興課長)

時間帯や季節によって、料金を変動制にする想定はしておりません。今回の諮問につきましても、150パーセントの上限が決められている中で改定をすることに御意見をいただきたく、料金の枠組みの変更は想定していません。

(土屋会長)

市民からそういう意見が出てきた場合に、そのことを話し合う場はあるのでしょうか。総合計画の策定時にまで遡るような話になってくるのか、そもそもそういう場の設定はありえないのでしょうか。

(スポーツ振興課長)

流山市の使用料については、公共施設検討委員会がございます。今回の料金改定について諮問させていただくに当たり、諮っている経緯がございます。変動料金設定は現在の条例上ないものですから、今回検討委員会の中でもそういった話にはなっておりません。検討する場合は、内部組織のこの公共施設検討委員会だけになります。

(土屋会長)

分かりました。

(野上委員)

資料3に料金設定の基本的方針が示されており、高齢者減免を含めスポーツ施設の料金設定の大元の方針について、そこを変えるのか変えないのかの話であって、基本的方針を変える要求がどんどん上がってくればそういう事もあるかと思いますが、今ここでこれ以上の細かいところを検討する要求を出されても難しいと思います。

(若松委員)

不平等な利用についてここまでせつかく議論があり、施設を改変してますます取れない可能性あるならば、例えば審議会として値上げを認めはするが、付帯意見として、「不平等な状態を鑑み、公平な公共施設の利用について審議する必要がある」というような意見を付けて答申を出すことは可能でしょうか。

(スポーツ振興課長)

不正利用についてはこれまでも問題になっており、一度施設予約システムでカードを取りますと、利用条件について再確認することが定められていないので、これについては今年度から定期的に、例えば市内在住であるかを調査できるようにになりましたので、引っ越した後もそのカードで利用することが出来ないよう、改善を図っております。

(土屋会長)

付帯意見として、答申することは可能ですか。

(事務局)

付帯意見を添えて答申いただくことは可能です。

(滑川委員)

資料4に、「単位は、50円単位を基本とする」とありますが、改定料金は原案の825円のままですか。50円単位で切り捨てるのですか。

(スポーツ振興課長)

50円単位でとっていますが、550円の150パーセントを計算すると825円であり、50円単位で切り捨てるとなると改定後の金額は800円になってしまい、工事費を受益者負担と考えて算定した945円の内額からさらに乖離してしまいますので、50円単位を取らず825円としています。

(谷田委員)

65才以上はいくらになるのですか。410円？

(スポーツ振興課長)

410円です。

(西岡委員)

会長、これまで出た議論の最終確認をお願いします。

(土屋会長)

資料4の出し直し、精査の要望です。年間コマ数の積算根拠、12か月でいくらになるとの数字を出すこと、人工芝張替え年数選択の根拠、改定後の一般825円の減免後50パーセントはいくらなのかも追記、見込み利用コマ数の令和3年度の8面から令和6年度の12面に増やしたときの計算の詳細を明記。

総事業費料金内訳がありますが、照明工事は換算しないとのことですので、シェルター工事の額面は換算するのですか。

(スポーツ振興課長)

シェルター工事というのは、コートとコートの間の日よけ工事になります。総事業費に含めた形にします。

(土屋会長)

テニスコート利用の一環として含めるということですね。駐車場は含めますか。

(スポーツ振興課長)

駐車場増設整備、庭球場解体工事も含めます。スポーツ振興課分とみどりの課分で、441,908,000円になります。

(土屋会長)

負担額をどう割るかという額面は、441,908,000円でなく、そこから照明新設工事を差し引いた額が入るということですね。

また現行の利用料550円は「運営管理として必要」と入れていただけるとよろしいかと思います。細かく言うと、これまでの整備上の減価償却分はまだ償却できていないのか、あと何年かかるのか、その分を今回の整備に関わる費用に上乗せして料金に反映させるのか、といった質問が出て来るかと思います。そのところをきちんと説明できる資料を作成していただければと思います。

(谷田委員)

テニスコート横の女子トイレ、和式1・洋式1と聞いていますが、トイレの

整備は入っていませんが、それは公園整備の方に入ってくるのでしょうか。

(スポーツ振興課長)

公園整備の担当になっているみどりの課で行っています。

(土屋会長)

テニスコートの質はどうか、周辺市町村と変わらないとのことでしたが、「周辺施設の質と変わらないものを担保する」など記載していただければと思います。

(天農委員)

今回は審議会の前に資料をいただけるのでしょうか。

(スポーツ振興課長)

事前に資料を送付させていただきます。

(土屋会長)

残り時間も少なくなってきましたので、議題(1)につきましては、次回以降の継続審議とさせていただきます。

スポーツ振興課の小池課長には、本日、委員の皆様からいただいた御意見を整理していただき、次回の審議会資料として提出いただければと思います。

次に、(2) 令和5年度主要事業について、各担当課長から報告をお願いします。

(各課長)

【報告】別紙「令和5年度主要事業」資料のとおり

(土屋会長)

只今の報告について、質問や御意見がございましたら挙手願います。

(谷田委員)

要望なのですが、中央図書館のコピー機が白黒で、本の充実の方にお金がかかってなかなかコピー機までは新しくできないと伺っていますが、その他の館にはカラーコピー機がありますし、中央図書館にしかない資料の中には貸出できない貴重なものがあるので、受益者負担で構いませんので、新しいコピー機を買っていただけたらと思います。

また、博物館にお願いがあります。史跡ガイドに御協力いただいて有難いと

思います。秋元家にある日行ったら、塀が全て無くなっており、ガイドが居ないと新選組関連の重要な史跡と分からず素通りされてしまっている状態です。説明板の設置を行うと聞いていますが、工事前にそれを取り除いたとき、そこが貴重な場所であることを示す手当をしてから無くしていただきたかったと思いました。説明の時に困りますので、なるべく早くお願いいたします。

(土屋会長)

他にございますか。

無ければ、次に(3)その他について事務局から何かございますか。

(事務局)

次回、第2回審議会は7月10日(月)に開催いたします。正式な開催通知については、後日、会長名で郵送いたします。皆様、お忙しい時期とは存じますが、御出席いただきますようお願い申し上げます。

また、第3回審議会は8月3日(木)の開催予定ですので、皆様には御予定いただきますよう、お願い申し上げます。

(土屋会長)

以上で議事を終了します。

皆様には議事進行に御協力いただきまして、ありがとうございました。

(司会)

土屋会長、ありがとうございました。

以上をもちまして、令和5年度第1回生涯学習審議会を閉会いたします。

【16時45分 閉会】